

電原運第52号
平成24年6月29日

島根県
総務部
原子力安全対策課長
山崎 功 殿

中國電力株式会社
電源事業本部部長(原子力管理)
林 司

島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当社事業運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、平成24年6月27日に当社電源事業本部の組織改正を行いましたので、島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画について、次回の修正まで添付資料のとおり読み替えにより運用させていただきたく、よろしく取り計らいお願いいたします。

今後ともご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

添付資料

- ・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

以上

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について、下記のとおり読み替えを行う。

※読み替え箇所は下線にて明示しています。

現 行	読み替え後	理 由
<p>(省略)</p> <p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第2節 緊急時対策組織の運営</p> <p>2. 緊急時体制の発令及び解除</p> <p>(1) 緊急時体制の発令</p> <p>① 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において、$0.22 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量が検出されたとき、又は別表1、別表2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図6に定める連絡経路により緊急時体制を発令する。</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部部長(原子力)(以下「部長(原子力)」という。)に報告する。</p> <p>② 事業本部等</p> <p>部長(原子力)は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、コンプライアンス推進部門長、電源事業本部長に報告し、社長は事業本部等における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を事業本部等においても適用する。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 緊急時体制の解除</p> <p>① 発電所</p> <p>本部長は、以下の状態になった場合、関係機関と協議し、総本部長の了承を得て緊急時体制を解除することができる。</p> <p>a. 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項の規定に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。</p> <p>b. 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。</p>	<p>(省略)</p> <p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第2節 緊急時対策組織の運営</p> <p>2. 緊急時体制の発令及び解除</p> <p>(1) 緊急時体制の発令</p> <p>① 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において、$0.22 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量が検出されたとき、又は別表1、別表2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図6に定める連絡経路により緊急時体制を発令する。</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部部長(原子力管理)(以下「部長(原子力管理)」という。)に報告する。</p> <p>② 事業本部等</p> <p>部長(原子力管理)は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、コンプライアンス推進部門長、電源事業本部長に報告し、社長は事業本部等における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を事業本部等においても適用する。</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 緊急時体制の解除</p> <p>① 発電所</p> <p>本部長は、以下の状態になった場合、関係機関と協議し、総本部長の了承を得て緊急時体制を解除することができる。</p> <p>a. 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項の規定に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。</p> <p>b. 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。</p>	<p>当社組織改正に伴う修正</p> <p>同上</p>

現 行	読み替え後	理 由
<p>本部長は、発電所の緊急時体制を解除した場合は、総本部長又は部長（原子力）に報告する。</p> <p>② 事業本部等</p> <p>総本部長は、上記①a. 又はb. の場合、事業本部等における緊急時体制を解除することができる。</p>	<p>本部長は、発電所の緊急時体制を解除した場合は、総本部長又は部長（原子力管理）に報告する。</p> <p>② 事業本部等</p> <p>総本部長は、上記①a. 又はb. の場合、事業本部等における緊急時体制を解除することができる。</p>	当社組織改正に伴う修正
<p>3. 緊急時対策要員の非常召集及び解散</p> <p>(1) 緊急時対策要員の非常召集</p> <p>① 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、発電所における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に所内放送、緊急時サイレン又は緊急時連絡網等を使用して緊急時対策要員を非常召集する。また、本部の各班長は召集した班員を把握する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p> <p>② 事業本部等</p> <p>部長（原子力）は、事業本部等における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に社内放送、緊急時連絡網等を使用して事業本部等の緊急時対策要員を非常召集する。また、本部の各班長は召集した班員を把握する。なお、部長（原子力）は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p>	<p>3. 緊急時対策要員の非常召集及び解散</p> <p>(1) 緊急時対策要員の非常召集</p> <p>① 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、発電所における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に所内放送、緊急時サイレン又は緊急時連絡網等を使用して緊急時対策要員を非常召集する。また、本部の各班長は召集した班員を把握する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p> <p>② 事業本部等</p> <p>部長（原子力管理）は、事業本部等における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に社内放送、緊急時連絡網等を使用して事業本部等の緊急時対策要員を非常召集する。また、本部の各班長は召集した班員を把握する。なお、部長（原子力管理）は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p>	同上
(省略)	(省略)	同上
<p>第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</p> <p>2. 発電所及び事業本部等に備え付ける資料</p> <p>(1) 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、別表4に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。</p> <p>(2) 事業本部等</p> <p>部長（原子力）は、別表4に定める資料を事業本部等に備え付ける。</p>	<p>第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</p> <p>2. 発電所及び事業本部等に備え付ける資料</p> <p>(1) 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、別表4に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。</p> <p>(2) 事業本部等</p> <p>部長（原子力管理）は、別表4に定める資料を事業本部等に備え付ける。</p>	同上
<p>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>5. 情報伝送システム</p> <p>(1) 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、発電所における緊急時原子力発電所情報伝送システム（以下「S P D S」という。）を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、</p>	<p>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>5. 情報伝送システム</p> <p>(1) 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、発電所における緊急時原子力発電所情報伝送システム（以下「S P D S」という。）を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、</p>	

現 行	読み替え後	理 由
<p>発電所のS P D S に異常が認められた場合には、速やかに修理する。</p> <p>(2) 事業本部等 部長（原子力）は、事業本部等におけるS P D S を常に使用可能な状態に整備する。また、部長（原子力）は、事業本部等のS P D S に異常が認められた場合には、速やかに修理する。</p>	<p>発電所のS P D S に異常が認められた場合には、速やかに修理する。</p> <p>(2) 事業本部等 部長（原子力管理）は、事業本部等におけるS P D S を常に使用可能な状態に整備する。また、部長（原子力管理）は、事業本部等のS P D S に異常が認められた場合には、速やかに修理する。</p>	当社組織改正に伴う修正 同上
第 6 節 防災教育の実施	第 6 節 防災教育の実施	同上
<p>原子力防災管理者及び部長（原子力）は、緊急時対策要員に対して、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、以下の項目について教育を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力防災組織及び活動に関する知識 2. 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識 3. 放射線防護に関する知識 4. 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識 	<p>原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時対策要員に対して、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、以下の項目について教育を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力防災組織及び活動に関する知識 2. 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識 3. 放射線防護に関する知識 4. 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識 	同上
第 7 節 防災訓練の実施	第 7 節 防災訓練の実施	
<p>1. 社内における訓練 原子力防災管理者及び部長（原子力）は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、以下の項目について訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通報・連絡訓練 (2) 緊急被ばく医療訓練 (3) 緊急時モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) 復旧訓練 <p>(省略)</p>	<p>1. 社内における訓練 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、以下の項目について訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通報・連絡訓練 (2) 緊急被ばく医療訓練 (3) 緊急時モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) 復旧訓練 <p>(省略)</p>	同上
第 3 章 緊急事態応急対策等の実施	第 3 章 緊急事態応急対策等の実施	
<p>第 1 節 通報及び連絡</p> <p>2. 緊急時体制発令時の対応 (1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。</p>	<p>第 1 節 通報及び連絡</p> <p>2. 緊急時体制発令時の対応 (1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。</p>	

現 行	読み替え後	理 由
<p>なお、事象の進展によっては、緊急時準備体制又は緊急時警戒体制を発令せず、直接緊急時非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」に準ずる。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2.(1)「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長（原子力）に報告する。また、この際、原子力防災管理者は、S P D Sデータが国へ伝送されていることを確認する。</p> <p>(3) 社長は、部長（原子力）から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに事業本部等に緊急時警戒体制を発令する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者及び部長（原子力）は、緊急時体制発令後、緊急時対策要員を非常召集する。</p>	<p>なお、事象の進展によっては、緊急時準備体制又は緊急時警戒体制を発令せず、直接緊急時非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」に準ずる。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2.(1)「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長（原子力管理）に報告する。また、この際、原子力防災管理者は、S P D Sデータが国へ伝送されていることを確認する。</p> <p>(3) 社長は、部長（原子力管理）から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに事業本部等に緊急時警戒体制を発令する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時体制発令後、緊急時対策要員を非常召集する。</p>	当社組織改正に伴う修正
(省略)	(省略)	同上
第5章 その他	第5章 その他	同上
第1節 他の原子力事業者への協力	第1節 他の原子力事業者への協力	同上
<p>他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、部長（原子力）は原子力防災管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、以下の事項について別表8に定める原子力防災要員・事業本部等要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。</p> <p>(1) 環境放射線モニタリング (2) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定 (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>ただし、事業所外運搬の場合にあっては、本節の「他の原子力事業者」を「当社に通報責任のない事業所外運搬」に読み替えて準用する。</p> <p>また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。</p>	<p>他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、部長（原子力管理）は原子力防災管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、以下の事項について別表8に定める原子力防災要員・事業本部等要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。</p> <p>(1) 環境放射線モニタリング (2) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定 (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>ただし、事業所外運搬の場合にあっては、本節の「他の原子力事業者」を「当社に通報責任のない事業所外運搬」に読み替えて準用する。</p> <p>また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。</p>	
(省略)	(省略)	

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図7 緊急時体制発令の伝達経路（事業本部等）</p> <p>発電所原子力防災管理者</p> <p>①報告</p> <p>電源事業本部部長 (原子力)</p> <p>③発令</p> <p>社 長</p> <p>②報告</p> <p>コンプライアンス推進部門長</p> <p>②報告</p> <p>電源事業本部長</p> <p>④非常召集</p> <p>統括班長</p> <p>放射線班長</p> <p>技術班長</p> <p>広報班長</p> <p>総務班長</p> <p>警備班長</p> <p>資材班長</p> <p>労務班長</p> <p>工務班長</p> <p>系統運用班長</p> <p>通信班長</p> <p>統括班員</p> <p>放射線班員</p> <p>技術班員</p> <p>広報班員</p> <p>総務班員</p> <p>警備班員</p> <p>資材班員</p> <p>労務班員</p> <p>工務班員</p> <p>系統運用班員</p> <p>通信班員</p>	<p>別図7 緊急時体制発令の伝達経路（事業本部等）</p> <p>発電所原子力防災管理者</p> <p>①報告</p> <p>電源事業本部部長 (原子力管理)</p> <p>③発令</p> <p>社 長</p> <p>②報告</p> <p>コンプライアンス推進部門長</p> <p>②報告</p> <p>電源事業本部長</p> <p>④非常召集</p> <p>統括班長</p> <p>放射線班長</p> <p>技術班長</p> <p>広報班長</p> <p>総務班長</p> <p>警備班長</p> <p>資材班長</p> <p>労務班長</p> <p>工務班長</p> <p>系統運用班長</p> <p>通信班長</p> <p>統括班員</p> <p>放射線班員</p> <p>技術班員</p> <p>広報班員</p> <p>総務班員</p> <p>警備班員</p> <p>資材班員</p> <p>労務班員</p> <p>工務班員</p> <p>系統運用班員</p> <p>通信班員</p>	当社組織改正に伴う修正